

特定個人情報保護委員会（第7回）議事概要

- 1 日時：平成26年2月18日（火）15：00～15：50
- 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、手塚委員
其田事務局長、松元総務課長

4 議事の概要

（1）議題1：特定個人情報保護評価について

事務局から配布資料について説明があった。

阿部委員から「よくまとまってきたと思う。基本理念の中の記載で、『番号制度の導入に伴う、国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等の個人のプライバシー等の権利利益が侵害されることへの懸念が示されてきた』となっているが、ここを『番号制度の導入に伴い、個人のプライバシー等の権利利益の保護の観点からは、国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等への懸念が示されてきた』というような表現にした方が良い」という旨の発言があり、堀部委員長から「よりわかりやすくすべきである」という旨の発言があった。

阿部委員から「重大な事故の発生は評価書の重要な変更である、という誤解を招かないように、重大事故の発生が直ちに重要な変更となるものではない、ということを確認に記載すべき」という旨の発言があり、手塚委員及び堀部委員長から「ご指摘のとおりであり、そのように変更すべきだ」という旨の発言があった。

上記修正等を踏まえ、素案として確定し、今後、パブリックコメントの手続きを進めることとなった。

（2）議題2：特定個人情報保護委員会における政策評価について

事務局から配布資料について説明があった。

阿部委員から「政策評価に関して意見を求めることとなる学識経験者の人選や事務手続きは、委員会だけで進めるのか。自己評価を行うのか」という旨の質問があり、事務局から「そのとおり。自己評価を行うこととなっている」という旨の発言があった。委員会における政策評価の方向性について了承された。

以上